

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景

### (1) 地域福祉計画とは～地域社会に求められる支え合いのまちづくり

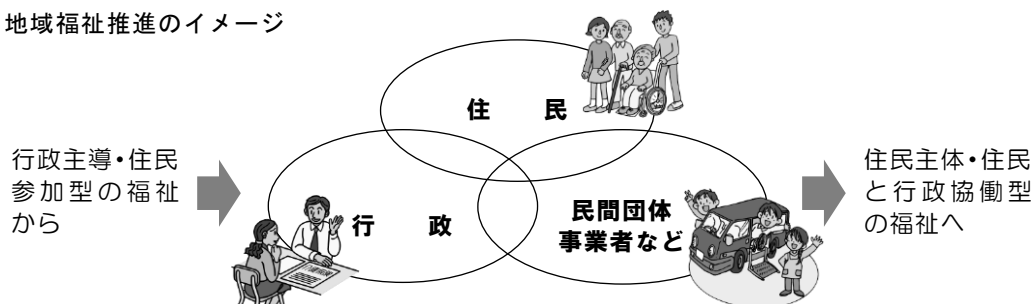
本町においては、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が大幅に増加し、平成22年の国勢調査の結果では、高齢者のいる世帯の40%以上を占めています。また、地域には、障がいのある人、子育て中の親、外国人など生活する上で何らかの支援を必要としている人が多くおられるものと推測されます。今後は、地域での見守りや、隣近所の身近な支え合いがより必要になってきています。

本町は、全国的にみると、比較的若い世代と高齢者が同居している世帯が多く、地域住民同士の助け合い・支え合いといった相互扶助の意識が強い地域といえます。しかし、若い世代の考え方の変化、ライフスタイルの多様化、人口の流入出などにより、こうした相互扶助の機能は次第に失われてきています。

このような状況下において、誰もが地域で安心して暮らし続けられるよう、住民の福祉意識を高め、地域福祉活動を通して新しい支え合いのまちづくりを進めることが求められています。本町では、徘徊高齢者の見守りネットワークである“ほっとねっと”、子育て支援センター「ぽっぽかん」やいきがい活動支援センター（「ふらっとハウス」「あっと訪夢」）におけるボランティアなどの住民主体の活動が盛んになってきており、福祉をはじめさまざまな地域活動を通じた新たなつながりが現れてきています。また、これまでのボランティアに加え、地域づくりのための自主活動グループも誕生しています。これらの活動は、住民の福祉意識の高まりであり、新たな地域のつながりとも言えます。

地域住民、ボランティア、地域の各種関係団体、サービス事業者、社会福祉協議会、町などが協働して、これらの動きをより大きく、地域に広げ、住民の福祉意識をさらに高めることによって、安心して暮らせるための地域づくりを進めていくことが必要とされており、それを推進するための指針が地域福祉計画です。

#### ■地域福祉推進のイメージ



(2) 根拠法と計画に盛り込むべき事項

この計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」です。

◎社会福祉法（抄）

〔昭和26年法律第45号－最終改正：平成23年法律第105号〕

（市町村地域福祉計画）

**第 107 条** 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

〔地域福祉計画に盛り込むべき事項〕

① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- ・課題を抱える人の発見と把握
- ・福祉サービスを必要とする人に対する相談支援体制の整備
- ・地域での福祉サービスに関する情報提供・共有のしくみづくり
- ・サービス利用者の権利擁護と利用支援のしくみづくり

② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- ・地域にある社会資源の掘り起こし
- ・NPO・ボランティアのサービスを公的サービスとつなげるしくみづくり
- ・福祉と保健・医療などの生活関連分野の連携
- ・福祉事業者の地域に密着した事業展開（施設の開放、情報提供など）

③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ・ボランティアなど福祉に携わる人材の育成
- ・NPO法人などの社会福祉活動の支援など
- ・福祉意識の醸成、交流の機会づくり

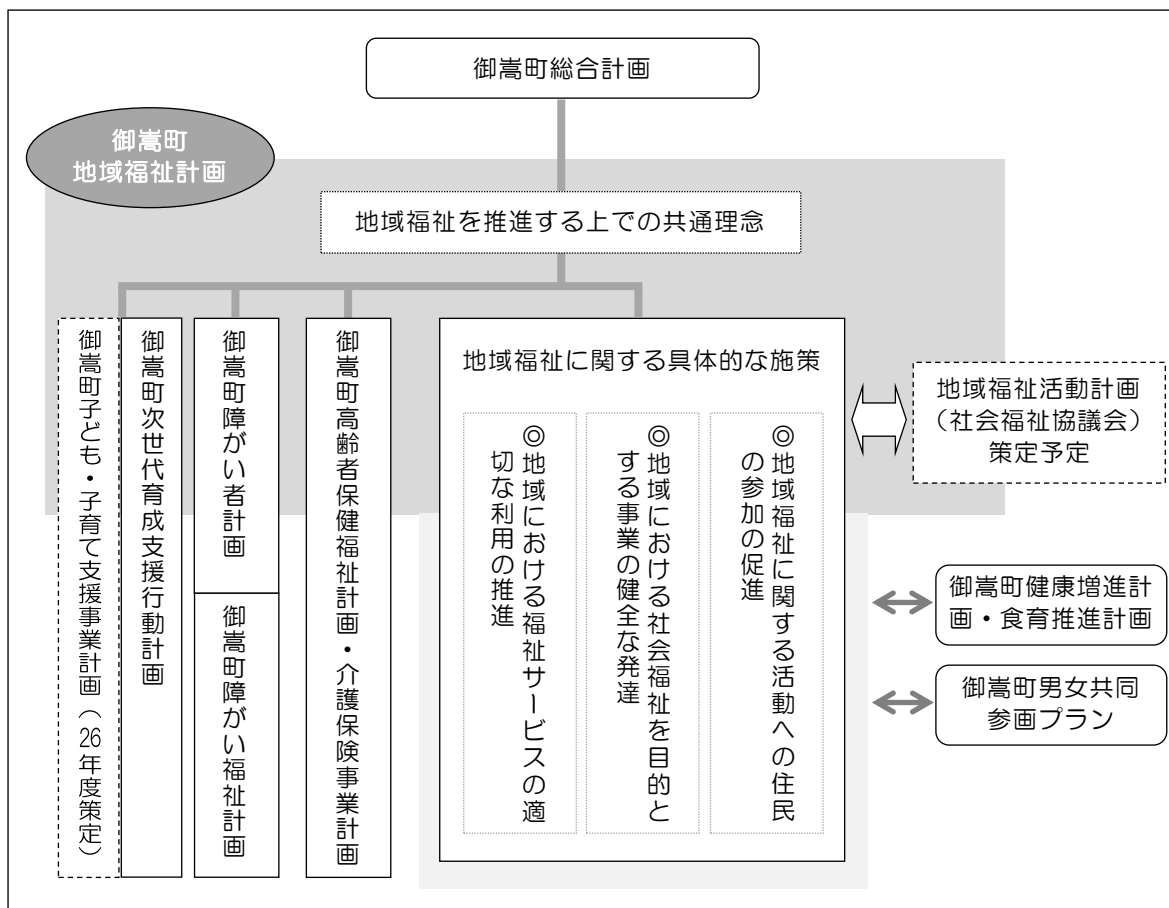
+

\*災害時等にも対応する要援護者に係る情報の把握・共有および安否確認方法等（平成19年8月社援発第0810001号）

### (3) 他の計画との関連

この計画は、御嵩町総合計画を上位計画とし、御嵩町高齢者福祉計画・介護保険事業計画、御嵩町障がい者計画、御嵩町障がい福祉計画、御嵩町次世代育成支援行動計画、御嵩町子ども・子育て支援事業計画（平成26年度策定予定）など町の福祉に関する計画や、御嵩町健康増進計画・食育推進計画、御嵩町男女共同参画プランなど施策の推進にあたって住民の参画が必須とされる計画との整合性を図りながら推進します。さらに、高齢者、子育て家庭、障がいのある人をすべて含むものが地域であり、地域福祉という視点からこれらの分野をつなぎ、包み込んだ計画といえます。

#### ■ 地域福祉計画の位置づけ



### (4) 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度～平成30年度の5年間とします。

《計画期間》

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
御嵩町地域福祉計画	第1次計画					見直し	第2次計画				見直し

## (5) 本町におけるこれまでの経緯

平成12年6月に「社会福祉事業法」の大幅な改正が行われ、名称も「社会福祉法」に改められました。この法律は、社会福祉制度を従来のような限られた者に対する保護・救済にとどまるのではなく、障がいの有無や年齢にかかわらず、誰もが地域で安心して生活が送れるよう自立を支援する制度へ変えていこうとするものです。このなかで、地域社会を基盤とした福祉（地域福祉）の推進が明確に位置づけられ、「地域福祉計画」に関する規定が設けられました。

この法律に基づき、本町では、平成20年度に、福祉関係者、保健・医療関係者、識見を有する者、公募により選出された住民、その他町長が必要と認める者からなる御嵩町地域福祉計画等策定委員会での審議を経て、御嵩町地域福祉計画（以下、「第1次計画」という。）を策定しました。

第1次計画は平成25年度が最終年度となるため、見直しを行い、新たな第2次御嵩町地域福祉計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。

## (6) 第1次計画の概要

### 《基本理念》

**“ふれあい 支えあいによる 安心して暮らせるまちづくり”**

### 《基本目標》

#### ① 町民の地域福祉活動への積極的な参加を図るために

- 1) 助け合い・支え合いの意識づくり
- 2) 地域における交流や生きがいづくり
- 3) 地域にある資源の活用

#### ② 地域での助け合い、支え合いのしくみをつくるために

- 1) ボランティア・町民活動団体の活動の促進
- 2) 地域のつながりを支える活動の促進
- 3) 福祉の人材確保

#### ③ 誰もが利用しやすい保健福祉サービスを充実していくために

- 1) 相談体制の充実
- 2) 情報提供の充実
- 3) サービスの質の確保

#### ④ 地域で安心して暮らせるまちづくりのために

- 1) 安心して暮らせる環境づくり
- 2) 外出時における移動手手段の確保

## 2 計画の策定方法

### (1) 策定体制

地域福祉計画策定には、地域住民はもとより幅広くさまざまな分野からの意見を反映させる必要があります。そこで、福祉関係者、保健・医療関係者、識見を有する者、公募により選出された住民、その他町長が必要と認める者による御嵩町地域福祉計画等策定委員会を設置し、本計画の審議機関としました。

### (2) 地域福祉に関する町民アンケートの実施

町民を対象に、福祉に対する意識、住んでいる地域の課題、地域活動やボランティア活動への参加状況などをお聞きして、地域についての多様な考え方、ニーズなどを把握しました。本町にお住まいの満20歳以上の方から抽出した1,500人にアンケート調査を行いました。

[調査方法、回収結果など]

■調査対象者：平成25年4月1日現在、20歳以上の町民1,500人を無作為に抽出

■調査方法：郵送配布・郵送回収

■調査期間：平成25年5月24日～6月7日

■回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
1,500	722	48.1%

### (3) 団体ヒアリング調査の実施

本町において活動している各種団体などの活動状況を把握するとともに、活動上の問題点や、地域福祉推進に係る課題を把握するために団体ヒアリングを行いました。

### (4) 地区懇談会の開催

住民が自らの生活実感から地域の課題を明らかにし、それを住民同士で共有する場として地区懇談会を開催しました。